

青森県報

第四千五百十七号

平成三十年
十月十九日
(金曜日)

目次

規則

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(障害福祉課) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二

○道路の供用の開始……………(道路課) ……二

公告

○都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……四

○右 同……………(同) ……四

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域) ……五

教育委員会

○青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令……………(学校教育課) ……六

人事委員会

○人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……六

規則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の(一)中「二万三千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同1の(二)中「一万五千八百円」を「一万五千七百円」に改め、同1の(三)中「一万五千九百円」を「一万五千五百円」に改め、同1の(五)中「二万六千五百円」を「一万五千八百円」に改め、同1の(六)中「二万三千四百円」を「二万四千三百円」に改め、同1の(七)中「二万三千六百円」を「二万四千五百円」に改め、同1の(八)中「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第二の一の1の(六)から(八)までの規定は、平成三十年四月一日から適用する。

告示

青森県告示第七百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	財団法人仁和会三沢中央病院	三沢市中央町三丁目一の一	平成 三六・四・一
変更後	一般財団法人仁和会三沢中央病院		

青森県告示第七百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
サカエ薬局黒病前	黒石市北美町二丁目三五の一	平成 三〇・九・三〇

青森県告示第七百十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十一月十八日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	青森市大字飛鳥字塩越九三の二から 青森市大字飛鳥字岸田四六の二まで	平成三〇・一〇・一

青森県告示第七百十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三村 申 吾

加入区 の名称	届出事項 発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧 期間	場所
岩屋	下北郡東通村大字岩屋字往来四九の四 三國直人 下北郡東通村大字古石屋字往来一〇〇の一 角本正春 下北郡東通村大字岩屋字往来八九の三 相馬功	平成三十年十月十九日から 同年十一月二日まで	岩屋漁業協 同組合

公

告

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における区域区分及び臨港地区に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成三十年十一月十九日 午後六時から

二 開催の場所

青森市役所柳川庁舎二階大会議室 青森市柳川二丁目の一

三 案件

青森都市計画区域における区域区分及び臨港地区に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成三十年十一月十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
青森市都市整備部都市政策課 青森市柳川二丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 臨港地区に追加される区域
青森市本町四丁目地先

2 臨港地区及び市街化区域から除かれる土地の区域
青森市安方二丁目地先

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
青森市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

平成三十年十月二十六日から同年十一月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

青森都市計画区域における区域区分及び臨港地区の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住所氏名年齢職業

意見の要旨及びその理由

㊦ 撮

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三村 申吾

- 一 商号又は名称 経商事株式会社
- 二 代表者の氏名 小山田稔
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字白上四一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一二六）第九一六三号
- 五 取消年月日 平成三十年九月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十九日

青森県知事 三村 申吾

- 一 商号又は名称 大丸興産株式会社
- 二 代表者の氏名 宮古均
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂一〇二二

